



島根県報

令和元年5月24日（金）
第 6 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

| | | |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | （障がい福祉課） | 2 |
| 島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 | （中 小 企 業 課） | 2 |

【告示】

| | | |
|------------------------------|------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療機関の指定 | （地 域 福 祉 課） | 3 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出 | （ " ） | 3 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出 | （ " ） | 3 |
| 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出 | （障がい福祉課） | 3 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | （農 村 整 備 課） | 4 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | （ " ） | 4 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 | （水 産 課） | 4 |

【公告】

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | （都 市 計 画 課） | 4 |
|---------------|-------------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|--------------------------|-------------|---|
| 令和元年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 | （道 路 維 持 課） | 5 |
|--------------------------|-------------|---|

【雑報】

| | | |
|------------|-------------|---|
| 消防設備士試験の実施 | （消 防 総 務 課） | 8 |
|------------|-------------|---|

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

令和元年6月1日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第4号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第16条中「第15条」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第5号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.50パーセント」を「0.45パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をす

る高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|------------|
| 佐藤内科クリニック | 出雲市古志町1107番地1 | 平成31年3月1日 |
| 邑南町国民健康保険直営矢上診療所 | 邑智郡邑南町矢上3853番地1 | 平成31年4月1日 |
| かもしま歯科 | 益田市かもしま西町2-12 | 平成31年4月19日 |
| ウエルシア薬局 益田駅前店 | 益田市駅前町17番1 | 平成31年4月1日 |
| ウエルシア薬局 浜田田町店 | 浜田市田町116-6 | 平成31年3月18日 |
| ウエルシア薬局 江津嘉久志店 | 江津市嘉久志町2425-19 | 平成31年3月18日 |

島根県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|---------------|---------------|-----------|
| 医療法人 尾添産婦人科医院 | 出雲市大津新崎町四丁目46 | 平成31年4月1日 |

島根県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|----------|----------------|------------|
| さいとう歯科医院 | 出雲市塩冶神前六丁目4番9号 | 平成31年4月30日 |

島根県告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

放課後等デイサービス

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|----------|----------------|------------|
| 社会福祉法人亀の子 | かめっ子クラブⅢ | 大田市長久町長久口268-2 | 平成31年3月31日 |

島根県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

稲岡 大二 益田市三宅町8番16号

2 就任年月日

平成31年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

田中 和明 益田市西平原町786番地

島根県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を令和元年5月16日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第35号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第362号による保険に付すべき義務は、令和元年5月11日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

大社町加入区

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

- 1 開発区域
安来市赤崎町字谷上646番1
面積 443.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町991番地1セレステ201号
原 治

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年5月24日

島根県知事 丸山達也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名、数量及び配車先
 - ア ロータリー除雪車（2.2級）1台 県央県土整備事務所大田事業所
 - イ 除雪グレーダ（3.7m級）1台 雲南県土整備事務所
 - ウ 凍結防止剤散布車（乾式2.5㎡級、4×4）1台 県央県土整備事務所大田事業所
 - エ 除雪ドーザ（11t級、SAプラウ付）1台 県央県土整備事務所
 - オ 除雪ドーザ（14t級、SAプラウ付）1台 雲南県土整備事務所吉田除雪車庫アからオまでについては、それぞれの入札とする。
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和2年3月24日（火）
 - (4) 納入場所
それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日にお

いてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、除雪車両の納車日が令和元年10月1日前となった場合は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とし、納車日が同日前となることが判明した時点で変更契約を締結するものとする。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和元年6月7日（金）午後4時まで、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和元年6月12日（水）午前9時から同月13日（木）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和元年6月13日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月14日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和元年6月7日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から令和元年6月7日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1

条に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 交付場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和元年6月13日(木)正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ(島根県松江市殿町8番地)に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(土木部道路維持課道路管理グループ)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- b Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- c Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- d Tractor with snowplow 11ton class : 1
- e Tractor with snowplow 14ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m., June12, 2019 ~ 4 : 00p.m., June13, 2019

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る令和元年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

令和元年 5 月 24 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所**(1) 試験の日時**

令和元年 8 月 25 日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続**(1) 受験願書提出先**

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

令和元年 6 月 24 日（月）から同年 7 月 8 日（月）まで

（郵送の場合は、7月8日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

イ 電子申請

令和元年 6 月 21 日（金）午前 9 時から同年 7 月 5 日（金）午後 5 時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,700円

乙種消防設備士試験 3,800円

4 その他**(1) 受験願書用紙配置場所**

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験受験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型 2 号封筒（A 4 サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館 2 階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで (土、日曜日及び祝日を除く。)